

# 令和元年度 第1回 四国地方整備局

## コンプライアンス・アドバイザー委員会の議事概要について

アドバイザー委員会事務局

1. 開催日時 令和元年6月17日（月）10時30分～12時
2. 開催場所 高松サンポート合同庁舎北館 13階 1307会議室
3. 出席委員 委員長 穴戸 栄徳 香川大学名誉教授  
委員 藤本 智子 弁護士  
// 古川 慎一郎 弁護士  
// 三野 靖 香川大学法学部教授

※行成 博巳委員（NHK高松放送局長）は、所用のため欠席

（委員は五十音順）

#### 4. 議事

- （1）平成30年度四国地方整備局コンプライアンス取組状況について
- （2）「四国地方整備局コンプライアンス推進計画（2019年度～2021年度）」に関する取組について
- （3）審議内容取りまとめ

#### 5. 意見の概要

##### 委員長取りまとめ

- ① 全体的には、大変良く取り組まれているので、引き続き続けていただきたい。
- ② ハラスメント、SNS等のコンプライアンスに関わるようなことについて、どのような取組をしているのか、またコンプライアンス委員会との関係について、一度整理してご報告いただきたい。

##### 各委員の意見概要

###### ●コンプライアンスの取組状況

《推進計画の説明、協力依頼について》

・自治体に説明に行って、意見交換をしたということだが、自治体によって違いがあるのではないか、差し障りのない範囲で教えていただきたい。

→1割くらいは、担当の組織を設けてコンプライアンスに関する研修をしている。それ以外の1割くらいについても、基本的な研修は行っている状況である。コンプラの取組を実施している自治体からは、「整備局の取組に興味があり、また参考になるので、ミーティングの資料やセルフチェックの例を送付してほしい」との意見があり、資料をお渡しした。

・国と自治体が連携して同じ事業やるとか、代行したりする時に、コンプライアンスに関して、今ひとつ理解がないとか、体制が整っていない場合に、現場で支障が出るということは無いか。例えば、用地買収とか現地交渉等について。

→用地買収については、関係自治体と先行取得等の打合せを密にしており、コンプライアンスについて共通の認識を持って事業を進めていると思っている。他についても特に支障はないと思っている。

また、建設業の法令遵守については四国地整主催で各県年に1回は講習会を実施している。その時に事業者団体、自治体も参加している。

・事業者団体への対面での説明について、5月24日現在で40ヶ所だが、これで全部行っているのか。

→残り14ヶ所程度残っている。

・事業者団体への説明について、感触はどうか。

→事業者団体から会員へのコンプライアンスの周知および協力依頼等、快く引き受けられている。

なお、事業者団体が主催してコンプライアンス研修を実施しているところもあるが、大部分の事業者団体は、個々の事業者でコンプライアンス研修を実施していた。

#### 《コンプライアンス相談について》

・事務所内で抱えていた問題を解決した場合に、事務所から本局に分かる体制ができているのかを教えていただきたい。

また各事務所で、個別相談の時間を設ける試みを実施するということだが、なるべく多くの人から個別相談を対面で行い、くすぶっているような問題を取り込むような形で、聞いてもらいたい。

→コンプライアンスの個別の問題については、各事務所に設置している事務副所長をはじめとするコンプライアンス指導者等から、適正業務管理官に上がる仕組みになっている。

また事務所毎の講習会の際に実施する個別相談については、主旨を踏まえてやっていきたい。

#### 《コンプライアンス講習会について》

・資料1の別表2に、各講習会の受講者数が書いてあるが、母数が分かるのであれば、是非次回からこの資料を作る際に書いていただきたい。

→記載できるものについては、母数を書くようにする。

なお、各部署で実施している講習会に参加できない場合は、その後に補習等をしており、講習会に関しては100%の職員が受講している。

### 《コンプライアンスハンドブック、自主学習について》

・個人の職員に委ねられている例えば「ハンドブックを読んでおきなさい」とか、「インターネットを活用していろいろ勉強して下さい」とのことについては、取組の状況が低かった印象がある。例えば「講習会等にハンドブックは必ず持参する」、そういう講習会のやり方をしているのか。

→ハンドブックを活用している職員が少ないということで、先日、課長補佐が新任係長研修を実施した際に、コンプライアンスハンドブックを持参してもらい、その資料の中身を説明することをを行った。引き続き、同様の取組を実施していく。

・イントラネットを使って自学自習等、何か特別な工夫を考えているか。イントラを活用して、e-ラーニング的なことやるとか、メッセージを出すとか、利用状況が芳しくない気がする。

→コンプラの講習会およびセルフチェックの解説をイントラネットに掲載し、そこに誘導して活用方法を知っていただく取組を考えている。

ハンドブックだけではなく、携帯他端末から閲覧可能な人事院サイトの周知も考えていきたい。

### 《ハラスメント、世代間コミュニケーションについて》

・コンプライアンスの話は、高知事案もあり発注者綱紀保持の関係がメインでスタートしたが、最近セクハラやパワハラに関して、民間にも規制がかかるようになってきた。これについてもこの委員会でやっていくのか。

また昨今、若い人の組織に対する帰属意識が希薄である。若い職員に対するコンプライアンスについて、研修とか対応を考えているのならば教えていただきたい。

→若手職員に対して、高知事案が希薄になっているので、初任者研修のコンプライアンスの講義で高知事案を取り上げた。引き続き若手職員を意識したテーマを題材にやっていきたい。

パワハラについては、昔の職員指導の仕方と今は違い、昔はOKだったことが、もしかするとパワハラになってしまうことがあるかもしれない。長い間組織で働いている方にも、コンプライアンスの意識をしっかりと持ってもらうことが必要である。

セクハラ、パワハラ等について、アドバイザー委員会でのどのように対応するかに関しては、次回までに整理して、報告したいと思っている。

### 《組織風土について》

・職場それぞれの組織の風土に馴染んでしまって、世間の常識と職場の常識が食い違ってくるものが多々あると思う。だから、若い人のフレッシュな感覚を取り入れるというのはいいことだと思う。局内や、事務所とか転勤された時に、ここは雰囲気が違うな、そんなことを感じることはないか。

→事務所等に転勤して雰囲気が違うというような実感はない。

コンプライアンスに関しては、必ず事務所も参加してコンプライアンス推進本部会議を開

催している。また推進計画を作る時も各事務所の関係者に協議して進めており、本局と同様な考えで事務所も進んでおり、考え方の相違はないと理解している。

#### 《アドバイザー委員会の審議範囲について》

- ミーティングを見るとテーマの選定に苦慮しているが、ハラスメントとか自転車（交通安全）とか含めてやっているようだが、委員会の審議範囲について、現時点でどう考えているか。  
→コンプライアンスは法令遵守に関するすべてが入ってくる、時代の変遷によって、重点的なものも変わってくると考えている。委員会は、その時代で最も必要なものについて先生方に意見をもらうものであり、そういったことが問題になれば、この委員会での審議いただくものと考えている。

#### 《SNSについて》

- 職員のSNSの発信に関してどういう対応があるのか。私の所属する組織においては当該組織の名誉を毀損するとか、不適切な事実を拡散しているものについては、組織として対応するためのSNSポリシーを定めている。もちろん、整備局だと組織も大きく、個人のプライバシーまで踏み込むのかという問題もあるので難しいが、そういうことは考えているのか。  
→職員に関しては、業務上では情報セキュリティ・ポリシーというのがあり、情報管理や情報漏洩等については、決められたものがある。個人的なSNSの利用については、信用を貶める行為であれば、国家公務員法上の信用失墜行為等に該当し、処罰の対象となる。
- SNSに特化した対応とかまでは、考えはないのか。  
→個人で携帯を使っている話になると、それを制限する規則はないと記憶している。  
一般的にそのような事象がたくさん出る可能性があるなら、制限することも必要と考えるが、現在の状況では、直ちにSNSを規制する段階ではないと思う。
- 災害対応の時に、SNSを職務上有効に使うこともありうる、ただ、その時にどこまで何を発信してよいのか、末端レベルで、どの段階で、どの情報を発信して良いのか、多分難しいと思う。適切な運用の基準というのは難しいと思うが、お聞きしたい。  
→現在は、どこで被害が起きているのかわからない時に、SNSのつぶやきを見て、「これは大きな事故が起きているのではないか」という使い方をしている。  
一方、個人レベルに合うような瞬間的な広報、情報提供というのは、SNSでは組織としては使っていない。  
また、組織としてSNSを使う時はチェックをしているが、個人で私的に発信する場合は、国家公務員法という大きな枠の中で、例えば信用失墜行為や、秘密厳守等の枠の中で補っている。ただ今後、大きな問題が起きれば、そのような基準の必要性も出てくると考える。

《アドバイザー委員会の報告体制について》

• コンプライアンス上の問題が発生した時に、当然局で対応して処理されると思うが、コンプライアンス委員会の本来の役目としては、枠組みだとか、制度について考えていることが主だと思っているが、何か問題が発生した場合に、どんな形で、どんな考え方で、我々に情報提供をしていただけるのかお聞きしたい。

→四国地方整備局発注綱紀保持規程により、疑わしいことが発生した場合は、それを知り得た職員は発注者綱紀保持担当者に報告し、必要がある場合には調査をし、その結果についてコンプライアンス委員会に報告するというになっている。

• 調査というのは、具体的にはどこがするのか。調査の主体は。

→調査の主体は、コンプライアンスの事務局になる。